

令和8年2月16日

各課（局）長 殿

総務課長 鳥海 広行

入札・契約制度の一部見直しについて（通知）

このたび、入札・契約制度について下記のとおり見直し、令和8年3月1日以降の入札施行・契約から適用することとなりましたので、その取り扱いについて適正に対処されるようお願いいたします。

記

【改正の内容】

○公共工事入札時の入札金額の内訳の変更（工事内訳書様式例の変更）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、ダンピング受注の防止等のため、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされ、入札時に入札書と同時に入札参加者に提出を求める工事費内訳書の様式例が示されました。

これを受けて、平成27年4月14日付け総務課長通知にて示した工事内訳書様式例を変更し、土木工事用及び建築工事用の様式例を新たに設け、それぞれに材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設退職金共済の掛金及び安全衛生経費を内訳欄に追加し、入札参加者に内訳金額の記載を求めることとします。

工事内訳書の提出については、従来と同様、工事毎の入札通知等で周知を図り、内訳書の提出がなかった場合は、入札参加資格がないものとしてその入札は無効とします。工事内訳書は別添様式例を参照し、工事設計書に基づき工事担当課において指定様式として作成・配布する。1回目の入札に限り内訳書の提出を求めるものとし、記載された内容に調査の必要が生じたときは聴き取りができるものとします。

担当：総務課財政係
本間（内線 220）